

商工観光労働部における働き方改革の取組について

■労働雇用政策課所管分

1 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度(平成19年度～)

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進のために必要な職場環境の整備や、働きやすい労働条件の整備に積極的に取り組んでいる企業を登録し、その取組を広く公表することにより、企業の自主的な取組の促進を図り労働者の福祉の増進に資することを目的に実施。

◎登録企業数 835件(累計)(平成29年3月末現在)



公式マーク

従業員数	登録企業数
100人以下	762
101人～300人	47
301人以上	26
合計	835

2 滋賀県中小企業ワーク・ライフ・バランス対応経営推進員による普及啓発(平成25年度～)

中小企業関係団体と協働し、経営戦略としてワーク・ライフ・バランスへの取組が進むよう、「中小企業ワーク・ライフ・バランス対応経営推進員」による企業訪問や、実践支援・発信を実施。

3 中小企業働き方改革推進事業の実施(平成28年度～)

地方創生交付金を活用し、官民連携により施策の検討、実践を行い、中小企業の働き方改革を推進し、働きたくなる職場づくりを進める。

(1)平成28年度の取組

働くことや働き方改革等について理解を深め関心を高める取組を実施。

- ・テレビ番組(50回)および冊子配布(12,000部)等による啓発
- ・中小企業を対象とした相談支援(100社)、コンサルティング(20社)
- ・県内の大学生を対象としたセミナーの実施(14回、参加者のべ562人)

(2)平成29年度の取組

積極的な取組をしている企業の魅力発信や人材確保の機会提供、専門家による相談支援、広報・啓発など、県内中小企業の取組意欲向上につながる支援を実施するとともに、県内大学の学生等を対象に働き方などを考えるセミナーなど、働き方改革へ理解を深め、関心を高める取組を実施。

4 雇用推進行労使会議チャレンジしがの開催(平成17年度～)

「雇用推進行労使会議チャレンジしが」は県、滋賀労働局、連合滋賀、滋賀経済産業協会で構成しており、その4者のトップ会議を平成29年3月に開催し、平成29年度からの最重要課題を、「①長時間労働の是正と年次有給休暇の取得促進」「②全ての人活躍できる職場環境や多様な働き方の実現」とする共同宣言を行い、それぞれの立場でその役割を果たし、緊密に連携して課題解消に向けた取組を実施することとしている。

■女性活躍推進課所管分

1 「仕事と生活の調和・女性活躍推進会議しが」の開催（平成20年度～）

仕事と生活の調和が実現した社会づくりに向けて事業者、労働者、地域団体、行政等が一体となって、「仕事と生活の調和」の実現を目指し、それぞれが連携、協力しつつ主体的に取り組を進めている。

実践や課題解決に向けた情報交換、啓発・情報発信による県民意識の醸成、県の取組に対する広報、後援等の協力を実施。

11月を「仕事と生活の調和推進月間」とし、集中的な広報活動の展開

- (1) 仕事と生活の調和推進月間ポスターの作成、配布
- (2) 仕事と生活の調和推進講演会の開催

2 仕事と生活の両立を支援する取組

(1) 滋賀県イクボスプロジェクト

職場のキーパーソンである上司、管理職等を対象に部下の育児等を積極的に応援しながら仕事の成果もあげる上司、いわゆる「イクボス」の養成のためのセミナーの開催

イクボスに取り組む先進企業を中心とするネットワークの形成を図り、さらなる取り組みに向けた研究会の実施

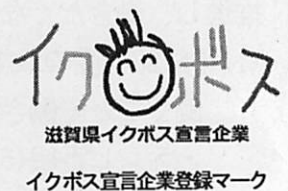
(2) 滋賀のパパママパートナーシップ応援プロジェクト

子育てに興味を持つ男性、およびこれから共に歩んでいこうとする共働きの夫婦等を対象とし、パートナーシップ醸成、家事・育児スキル向上のための講座の開催

3 イクボス宣言企業登録の実施（平成27年度～）

「イクボス宣言」を行った企業・団体を県が登録し、その取組を広く公表することにより、企業・団体における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に資することを目的に実施

◎登録企業数 91社（平成29年3月末現在）



4 女性活躍推進企業認証の実施（平成27年度～）

女性管理職の登用、育休の取得の促進、産休育休からの復帰支援など女性の活躍推進に取り組む企業・団体を応援するため、女性活躍推進の取組状況に応じて、一つ星企業（☆）、二つ星企業（☆☆）、三つ星企業（☆☆☆）の3段階の区分で企業を認証し、取り組み内容を公表

◎企業認証数 132社（平成29年3月末現在）

星数	認証企業数
一つ星企業	83
二つ星企業	49
三つ星企業	0
合計	132



認証マーク